

『災害時に避難する場所』と『避難先の呼びかた』が新しくなりました

市では東日本大震災の教訓を踏まえ、『災害時に避難する場所』の見直しと『避難先の呼びかた』を分かりやすくするため名前を見直しをしました。

総務課防災危機管理室 ☎1118

『一時立ち退き場所』から『津波避難場所』へ

津波避難場所とは地震が発生した時に津波からまず逃げるための場所となります。津波の時に避難するということが分かりやすいように『一時立ち退き場所』から『津波避難場所』へ名前を見直しました。地震の揺れが小さくても津波が予想される場合がありますので、状況に応じて避難しましょう。

風水害等避難所とは？

- 高丘公園
- あくし公園
- 弘道小学校グラウンド
- 長岡公民館
- 千賀分館前広場
- 清岩庵境内
- 大江寺境内
- 菅島保育所グラウンド
- 答志老人憩いの家前広場
- 城山公園（答志町）
- 胴塚



- 次回の見直しにより指定避難場所から除外しました。
- 中央公民館
- 小浜分館前グラウンド
- 佐田浜第2駐車場屋上

台風などにより風水害が発生したときに、状況に応じて避難する場所となります。市から避難勧告や避難指示が出されたときは、速やかに指定避難所へ避難しましょう。

- 次の5か所の避難所は、今回の見直しにより指定避難所から除外しました。
- かもめ幼稚園
- 岩倉老人憩の家
- 旧今浦保育所
- 答志小学校
- 答志公民館

避難所はこんなときに開設されます

避難所は地震による家屋倒壊や水害による浸水被害を受けた場合、また、こうした被害を受ける恐れのある場合に市が発令する「避難勧告」や「避難指示」に伴い開設されます。また、自主避難により開設することもあります。

避難勧告……居住者に避難を勧め促すものです。

避難指示……被害の危険が切迫した時に発せられるもので、勧告より拘束力が強くなります。

どこへ避難すればいいの？

※津波が予想される場合や津波警報などが発表された場合には、呼び掛けを待たず、すぐに津波避難場所などの高いところへ避難してください。

次ページに掲載の「津波避難場所」や「風水害等避難所」へ避難してください。

また、地震などが発生したときには、がけ崩れなどで道路が通れなくなる可能性があります。普段から住み慣れた町でも、避難先までの道のりを確認しておきましょう。



市では、新しい海拔表示の設置を進めています

